

2020年2月

愛読者各位

株式会社日本法令 出版部

『8訂版 事項別 不動産登記のQ&A210選』

お詫びと訂正

下記のとおり、本書中に誤りがございました。訂正いたしますとともに、読者の皆様に謹んでお詫び申し上げます。

記

P. 483 下から8行目

- 【誤】 登記申請書に添付した委任状に登録免許税の還付金の代理受領に係る権限の記載がある場合であっても、別記第2号様式により作成した委任状または同号の様式に準じて作成した委任状（受領委任状）が必要となります。
- 【正】 ただし、登記申請書に添付した委任状に登録免許税の還付金の代理受領に係る権限の記載がある場合（たとえば「登記に係る登録免許税の還付金を受領すること」）は、当該委任状の写しに登記官が認証することにより、これを別記第2号様式により作成した書面または当該様式に準じて作成した書面（受領委任状）に代えることができます。

P. 484 下から2行目

- 【誤】 （参考：平成21年6月16日民事局第二課補佐官、商事課補佐官事務連絡）
- 【正】 （参考：平成26年5月9日民事局民事第二課補佐官、民事局商事課補佐官事務連絡）

以上